

別記様式第1号（第3条関係）

宇治市文化会館使用許可申請書

年 月 日

宇治市長宛て

申請者 住 所
氏 名
電話番号
(団体名)

宇治市文化会館条例第4条第1項の規定により文化会館を使用したいので、次のとおり申請します。

催物の 内 容					入場予定人員 名
使用施設名	使 用 日 時	使用料	割増料	使用料計	
	年 月 日 (曜日) 時から 時まで	円	円	円	
	時から 時まで				
	時から 時まで				
	時から 時まで				
	時から 時まで				
	時から 時まで				
	時から 時まで				
附 属 設 備					
持 込 器 具					
入 場 方 法	有料・無料 自由・関係 者 整 理 券	入 場 料 等 の 額 円	開場時刻 :	開演時刻 :	終演時刻 :
物品販売 の有 無	有・無	使用の 条 件	合計		
会 場 責 任 者		備 考			
会 場 整 理 員	名				

別記様式第2号中「殿」を「様」に、「電話」 ()

番」を「電話番号」に、

「 を 「 に

[illegible][illegible]

J J

、 「

--	--	--

 を 「

--	--	--

 」

に、「 を「 に

使用の条件	
備考	

留意事項	
------	--

J J

、「上記のとおり」を「宇治市文化会館条例第４条第１項の規定により」に改める。

別記様式第3号から別記様式第5号までを次のように改める。

別記様式第3号（第6条関係）

宇治市文化会館使用取消・変更申請書

年 月 日				
宇治市長宛て				
申請者 住 所 氏 名 電話番号 （団体名）				
次のとおり文化会館の使用の取消し・変更を申請します。				
催物の内容				
許可	年 月 日	年 月 日	使用日時	年 月 日 時から 時まで
	番 号	第 号	使用施設名	
取消し・変更	内 容	☐ 使用日の取消し・変更 ☐ 使用施設の変更 ☐ 使用目的の変更 ☐ そ の 他（ ）		
	理 由			
	事 項	変 更 前		変 更 後
使用料		既 納 使 用 料	変 更 後 の 使 用 料	差 引（過 納・不 足）使 用 料
	施 設	円	円	円
	附属設備	円	円	円
	計	円	円	円
使用の条件				備 考

別記様式第4号（第6条関係）

宇治市文化会館使用取消・変更許可書

申請日 年 月 日				
申請者 住 所 氏 名 電話番号 (団体名)				
催物の内容				
許可	年 月 日	年 月 日	使用日時	年 月 日 時から 時まで
	番 号	第 号	使用施設名	
取消 し・ 変更	内 容	☐ 使用日の取消し・変更 ☐ 使用施設の変更 ☐ 使用目的の変更 ☐ そ の 他 ()		
	理 由			
	事 項	変 更 前		変 更 後
使用 料		既 納 使 用 料	変更後の使用料	差引（過納・不足）使用料
	施 設	円	円	円
	附属設備	円	円	円
	計	円	円	円
使用の条件				備 考

上記のとおり文化会館の使用の取消し・変更を許可します。

年 月 日

許可番号（第 号）

宇治市長



別記様式第5号（第15条関係）

宇治市文化会館使用料返還申請書

年 月 日				
宇治市長宛て				
申請者 住 所 氏 名 電話番号 (団体名)				
宇治市文化会館条例第8条の規定により使用料の返還を次のとおり申請します。				
催物の内容				
許可	年月日	年 月 日	使用日時	年 月 日 時から 時まで
	番 号	第 号	使用施設名	
返 還 金 申 請 額	金 円			

フリガナ			
振込先口座名義			
金融機関名	支店名等	預金種別	口座番号
		普通・当座・その他	

ゆうちょ銀行	記号						番号							
--------	----	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--

※宇治市文化会館使用許可書及び領収書を添付してください。

該 当 事 項	□宇治市文化会館条例施行規則第 条第 項第 号に該当				
	使 用 料		既納使用料	返 還 割 合	返 還 金 額
		納 入 年 月 日	年 月 日		円
		施 設	円		
		附 属 設 備	円		
	計	円			
備 考					

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定、第16条を第17条とし、第15条の次に1条を加える改正規定、別表の備考第1項及び第3項の改正規定並びに別記様式の改正規定並びに附則第4項及び第5項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の許可の申請に係る附属設備使用料について適用し、施行日前の許可の申請に係る附属設備使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に施行日以後の施設の使用に係る許可の申請をした者が、施行日以後に当該使用に係る附属設備の許可の申請をした場合における当該申請に係る附属設備使用料については、なお従前の例による。
- 4 改正前の別記様式の規定により提出され、又は交付されている附則第1項ただし書に規定する規定の日以後における施設の使用に係る様式書類は、改正後の別記様式の規定により提出され、又は交付されたものとみなす。
- 5 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に改正前の別記様式の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(揭示済)

宇治市職員休暇規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第30号

宇治市職員休暇規則の一部を改正する規則

宇治市職員休暇規則（昭和26年宇治市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第20条に次の1号を加える。

- (4) 慣らし保育の期間における保育所等での受入時間外の子の保育

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(揭示済)

公益的法人等への職員の派遣に関する条例第2条第1項の規定に基づく職員を派遣することができる法人を定める規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第31号

公益的法人等への職員の派遣に関する条例第2条第1項の規定に基づく職員を派遣することができる法人を定める規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣に関する条例第2条第1項の規定に基づく職員を派遣することができる法人を定める規則（平成14年宇治市規則第20号）の一部を次のように改正する。

本則中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則の一部を改正

する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第32号

宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則の一部を改正する規則

宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則（平成24年宇治市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

事務嘱託員（手話通訳）	170,200円	
-------------	----------	--

」を

「

事務嘱託員（手話通訳）	170,200円	
家庭児童相談員	189,100円	

」に、

「

適応指導教室指導員

」を

「

不登校児童生徒自立支援教室指導員

」に、「1年目相当日の

翌日から1年」を「1年目相当日の翌日から1年6箇月」に、

「

基礎学力対応非常勤講師	1,685円	
-------------	--------	--

」を

「

基礎学力対応非常勤講師	1,685円	
幼稚園教諭	1,213円	

」に

改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市財務規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年4月2日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第46号

宇治市財務規則の一部を改正する規則

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第13号ロ「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第4項」を「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第5項」に、「市」を「本市」に改め、同条第19号中「第23条第2号」を「第21条第2号」に、「公有財産」を「教育財産」に改める。

第48条第1項ロ「児童福祉法第56条第4項」を「子ども・子育て支援法附則第6条第5項」に、「収入金」を「歳入」に改め、「当該」を削り、同条第2項中「収入金」を「歳入」に改め、同条第3項本文中「当該収入金」を「同項に規定する歳入」に改める。

第48条の2第3号中「収入金」を「歳入」に改め、同条第5号中「き損」を「毀損」に改める。

第48条の3各号列記以外の部分中「当該受託」を「受託」に改め、同条第4号中「収入金」を「歳入」に、「並びに」を「並びに」に、「報告する」を「及び報告する」に改め、同条第

5号本文中「収入金」を「歳入」に改め、同条第6号本文中「収入金」を「歳入」に、「、当該現金」を「、現金」に改め、同号ただし書中「、収入金」を「、歳入」に改める。

第48条の4第1項中「収入金」を「歳入」に改め、同条第2項中「児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条の2第3項」を「子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第8条第3項」に改める。

第73条第1項第2号中「、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法」を「（昭和25年法律第144号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）」に、「による」を「（昭和22年法律第164号）に基づく」に改め、同項第3号中「、公団等」を「、公庫等の政府関係機関（以下「政府関係機関」という。）」に改め、同条第2項後段中「、概算払」を「は、支出命令書に「概算払」に改める。

第75条の見出しを「（前金払の手続）」に改め、同条第1項中「第163条又は同令附則第7条の規定により、前金払い」を「第163条各号に掲げる経費又は施行令附則第7条第1項に規定する経費について、前金払」に改め、同条第2項中「附則第7条」を「附則第7条第1項」に、「に要する」を「（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事（土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査及び土木建築に関する測量を除く。）をいう。以下同じ。）に要する」に、「、前金払い」を「、前金払」に、「公共工事の前払金保証事業会社」を「当該公共工事に係る保証事業会社（同法第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）」に改め、同条第3項中「には「前金払」を「に「前金払」に改める。

第105条の3各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「定額てん補保証」を「定額填補保証」に改め、同条第2号中「（公社、公団を含む。）」を「若しくは政府関係機関」に、「すべて」を「全て」に改める。

第107条の4第9号中「の場合」を「（次条第1項に規定する再度入札をいう。）の場合」に改める。

第107条の5第1項中「第167条の8第3項」を「第167条の8第4項」に、「の規定による再度入札」を「に規定する再度の入札（以下「再度入札」という。）」に、「第107条の4」を「前条」に改める。

第108条の5第1項中「、前4条」を「、第108条から前条まで」に、「事項を」を「事項を当該落札者に」に改め、同条第2項中「の通知」を「の規定による通知」に改める。

第109条の5第2項第1号中「公社、公団、公庫等の」を削る。

第111条第2項前段中「うえ」を「上」に改め、同項後段中「、契約保証金又は」を「、契約保証金又は第116条第1項に規定する」に、「、契約保証金を納付し、又は」を「、当該契約保証金を納付し、又は当該」に改め、同条第5項中「並びに」を「並びに第116条第1項に規定する」に改める。

第114条第1項第1号中「又は随意契約による契約」を「による契約又は随意契約」に改め、同項第4号中「前各号」を「前3号」に改め、「による契約」を削り、同条第2項ただし書中「性質又は」を「性質若しくは」に改める。

第115条の2第2項中「、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社」を「、保証事業会社」に改め、同条第3項中「、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条に規定する公共工事（土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査及び土

木建築に関する測量を除く。）」を「、公共工事」に改める。

第115条の3各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「定額てん補保証」を「定額填補保証」に、「、当該」を「、当該契約に係る」に改め、同条第3号中「（公社、公団を含む。）」を「若しくは政府関係機関」に、「公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条に規定する公共工事（土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査及び土木建築に関する測量を除く。）」を「公共工事」に、「すべて」を「全て」に改める。

第116条第1項中「連帯保証人」を「連帯保証人（以下「契約保証人」という。）」に改め、同条第2項中「性質又は」を「性質若しくは」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「更に他」を「、別」に改める。

第129条各号列記以外の部分中「施行令附則第7条」を「附則第7条第1項」に改める。

第140条第2項中「、第136条第1項」を「、又は第136条第1項」に、「解除し、又は前条第1項の規定により契約保証人に履行を請求する」を「解除する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（掲示済）

宇治市公共工事の前払金に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年4月2日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第47号

宇治市公共工事の前払金に関する規則の一部を改正する規則

宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「附則第7条」を「附則第7条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（掲示済）

政治倫理の確立のための宇治市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年4月17日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第48号

政治倫理の確立のための宇治市長の資産等の公開に関する条

例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための宇治市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年宇治市規則第54号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号ロ

「

株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の配当所得		

」を

「

一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の利子・配当所得		

」に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(揭示済)



宇治市告示第28号

宇治市政モニター設置要綱を廃止する要綱を、次のとおり定める。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市政モニター設置要綱を廃止する要綱

宇治市政モニター設置要綱（昭和47年宇治市告示第39号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市告示第29号

宇治市保育所等運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市保育所等運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宇治市保育所等運営補助金交付要綱（昭和47年宇治市告示第18号）の一部を次のように改正する。

別表中「補助保育士人数」を「補助保育士1名分」に改め、同表の注書第2項中「22日」を「25日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市保育所等運営補助金交付要綱の規定は、平成30年度以後の年度分の補助金について適用し、平成29年度以前の補助金については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市告示第30号

宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宇治市障害児保育事業補助金交付要綱（昭和59年宇治市告示第153号）の一部を次のように改正する。

別表中「89,900円」を「93,650円」に、「105,280円」を「110,290円」に、「44,020円」を「45,850円」に、「49,150円」を「53,510円」に、「121,960円」を「168,460円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の規定は、平成30年度以後の年度分の補助金について適用し、平成29年度分までの補助金については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市告示第41号

宇治市生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付要綱を廃止する要綱を、次のとおり定める。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付要綱を廃止する要綱

宇治市生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付要綱（平成6年宇治市告示第63号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に補助金の交付の決定を受けた者に係る廃止前の宇治市生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付要綱の規定は、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市告示第42号

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱の一部を改正する要綱

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱（平成29年宇治市告示第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1号アからウまでの注書第1項第3号中「以下同じ。」を削り、同表第2号ア（ア）及び（イ）を次のように改める。

㊦ 介護予防サービス計画等において1週に1回程度の指定通所介護相当サービスが必要とされた者 1,647単位

㊧ 介護予防サービス計画等において1週に2回程度の指定通所介護相当サービスが必要とされた者（要支援2に限る。） 3,377単位

別表第2号アの注書第1項本文中「要支援状態区分等（要支援状態区分及び総合事業実施要綱第5条第2号に規定する基本チェックリストをいう。以下同じ。）」を「区分」に改め、同号アの注書第6項各号列記以外の部分中「要支援状態区分等」を「区分」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 介護予防サービス計画等において1週に1回程度の指定通所介護相当サービスが必要とされた者 376単位

(2) 介護予防サービス計画等において1週に2回程度の指定通所介護相当サービスが必要とされた者（要支援2に限る。） 752単位

別表第2号クの注書各号列記以外の部分中「要支援状態区分等」を「区分」に改め、同号クの注書各号中「事業対象者・要支援1」を「介護予防サービス計画等において1週に1回程度の指定通所介護相当サービスが必要とされた者」に、「要支援2」を「介護予防サービス計画等において1週に2回程度の指定通所介護相当サービスが必要とされた者（要支援2に限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号

事業に要する費用の額に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う第1号事業について適用し、同日前に行った第1号事業については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市告示第43号

中小企業融資利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

中小企業融資利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱

中小企業融資利子補給金交付要綱（平成12年宇治市告示第95号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「株式会社日本政策金融公庫経営改善貸付」を「株式会社日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金」に、「当該貸付」を「当該融資」に改める。

附則中第6項及び第7項を削り、附則第8項中「株式会社日本政策金融公庫経営改善貸付」を「株式会社日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金」に改め、同項を附則第6項とする。

別表中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に、「株式会社日本政策金融公庫経営改善貸付」を「株式会社日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金」に改める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項及び附則の改正規定並びに別表の改正規定（「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市告示第44号

中小企業融資保証料補給金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

中小企業融資保証料補給金交付要綱の一部を改正する要綱

中小企業融資保証料補給金交付要綱（平成16年宇治市告示第48号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「、平成30年3月31日」を「、平成31年3月31日」に改め、同条第1号中「及び開業支援型」を「、開業支援型及び事業転換・多角化型」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第1号の規定は、この要綱の施行の日以後に京都信用保証協会が保証申込みの受付をした融資について適用し、同日前に京都信用保証協会が保証申込みの受付をした融資については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市告示第46号

宇治市在宅高齢者生活支援ショートステイ事業実施要綱を廃止する要綱を、次のとおり定める。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市在宅高齢者生活支援ショートステイ事業実施要綱を廃止する要綱

宇治市在宅高齢者生活支援ショートステイ事業実施要綱（平成12年宇治市告示第52号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市告示第47号

宇治市高齢社会対策協議会設置規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市高齢社会対策協議会設置規程の一部を改正する規程

宇治市高齢社会対策協議会設置規程（平成5年宇治市告示第62号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会設置規程

第1条を次のように改める。

(目的及び設置)

第1条 全ての高齢者が住み慣れた地域において、健やかに生きがいを持って安心して暮らすことができる地域社会と健康長寿の実現を目的とする宇治市高齢者保健福祉計画及び宇治市介護保険事業計画（以下「計画」と総称する。）に基づく施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第2条各号列記以外の部分中「を協議する」を「について、意見の交換及び調整を行う」に改め、同条第1号中「高齢化対策に係る計画策定」を「計画の策定及び推進」に改め、同条中第2号を削り、同条第3号中「必要」を「必要がある」に改め、同号を同条第2号とする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市告示第48号

宇治市高齢者あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう施術費助成事業実施要綱を廃止する要綱を、次のとおり定める。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市高齢者あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう施術費助成事業実施要綱を廃止する要綱

宇治市高齢者あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう施術費助成事業実施要綱（平成6年宇治市告示第37号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に施術を受けた受給者に係る助成事業については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市告示第49号

宇治市敬老会事業実行委員会設置要綱を廃止する要綱を、次のとおり定める。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市敬老会事業実行委員会設置要綱を廃止する要綱

宇治市敬老会事業実行委員会設置要綱（昭和49年宇治市告示第91号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市告示第50号

宇治市高齢者に対する長寿記念品贈呈要綱を廃止する要綱を、次のとおり定める。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市高齢者に対する長寿記念品贈呈要綱を廃止する要綱
宇治市高齢者に対する長寿記念品贈呈要綱（昭和41年宇治市告示第23号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市告示第51号

宇治市在宅高齢者介護激励金支給要綱を廃止する要綱を、次のとおり定める。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市在宅高齢者介護激励金支給要綱を廃止する要綱
宇治市在宅高齢者介護激励金支給要綱（平成3年宇治市告示第31号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に支給を受けた者に係る激励金については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市告示第57号

宇治市指定金融機関等事務取扱要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成30年4月2日

宇治市長 山本 正

宇治市指定金融機関等事務取扱要綱の一部を改正する要綱
宇治市指定金融機関等事務取扱要綱（昭和52年宇治市告示第68号）の一部を次のように改正する。

第12条各号列記以外の部分中「、収納金」を「収納金」に、「取扱いをする」を「各号に掲げるところにより取り扱う」に改め、同条第1号中「所要記載事項」を「記載事項」に改め、同条第2号中「領収日付欄」を「領収日付印の欄」に、「うえ」を「上、当該押印した納付書等の一片の」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、収納金融機関に備え付けられた端末機で納付書等処理する方法により収納金を受け入れたときは、当該端末機から出力される当該領収印の印影を印刷した領収証書（指定金融機関等が定める様式であつて、会計管理者が認めたものに限る。）又は当該領収印を押印した納付書等の一片の領収証書のいずれかを納付者に交付する。

第12条第3号ロ「市税（税外収入金を含む。）」を「収納金」に、「税額（税外収入の場合は納付額）」を「、当該収納金」に、「および」を「及び」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(揭示済)

訓 令 甲

宇治市訓令甲第1号

宇治市保健師の保健活動連携・協働チーム設置規程を、次のとおり定める。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市保健師の保健活動連携・協働チーム設置規程

（目的及び設置）

第1条 保健師の保健活動について、保健師が相互に連携を図るとともに、必要に応じて組織横断的に協働するため、宇治市保健師の保健活動連携・協働チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

（総括者及び構成員）

第2条 チームに総括者及び構成員を置く。

2 総括者は、福祉こども部長をもつて充てる。

3 構成員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

(1) 健康長寿部長

(2) 保健師が所属する課の所属長（以下「所属長」という。）

(3) 統括保健師

(4) 前号に掲げる者以外の保健師（以下「保健師」という。）

（統括保健師及び統括保健師補佐）

第3条 統括保健師は、福祉こども部保健推進課副課長をもつて充てる。

2 統括保健師は、組織横断的に協働して行う保健師の保健活動（以下「保健活動」という。）を推進し、及び当該保健活動について保健師に対し技術的及び専門的な指導を行う。

3 総括者は、必要があるときは、保健師のうちから統括保健師補佐を選任することができる。

4 統括保健師補佐は、統括保健師を補佐する。

5 統括保健師補佐は、統括保健師に事故があるとき、又は統括保健師が欠けたときは、その職務を代理する。

（保健師関係所属長会議）

第4条 保健師関係所属長会議は、総括者並びに構成員のうち健康長寿部長、所属長及び統括保健師で構成する。

2 保健師関係所属長会議は、必要に応じて総括者が招集し、保健活動の体制及び方針について調整し、及び決定する。

（保健師連携検討会議）

第5条 保健師連携検討会議は、構成員のうち統括保健師、統括保健師補佐及び保健師のうちから統括保健師が指名する者で構成する。

2 保健師連携検討会議は、必要に応じて統括保健師が招集し、保健活動に係る課題の解決に向けての検討を行う。

（活動体制等）

第6条 統括保健師補佐及び保健師は、第4条第2項の規定により決定した保健活動の方針及び前条第2項に規定する検討の結果に基づき、統括保健師からの指示を受けて、保健活動を行うものとする。

2 統括保健師は、前項の規定により行つた保健活動の内容について、保健師関係所属長会議において報告を行うものとする。

（庶務）

第7条 チームの庶務は、福祉こども部保健推進課において処理す